多久市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

多久市長　香　　月　　正　　則

多久市条例第１６号

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和２９年多久市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項第３号中「及び第３号」を「から第４号まで」に、「（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同条第１項第３号イを次のように改める。

イ　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）第６条又は附則第４条第１項の規定により佐賀県知事の認可を受けた同法第２条第１項第１号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第３４条の７第１項第３号ウ中「又は金銭」を削り、同条第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、

公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

（３）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改

め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　公的年金等支払者の名称

（２）　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）　特定配偶者の氏名

（４）　扶養親族又は特定親族の氏名

（５）　その他施行規則で定める事項

第６３条中「、土地」を「土地又は家屋」に改め、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第４条の２を削る。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号

までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（２）　第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条

の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（３）　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（４）　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第３４条の７第１項第３号、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３の改正規定並びに附則第４条の２の改正規定、附則第６条の改正規定及び附則第７条の３第１項の改正規定並びに次条第１項から第３項までの規定　令和９年１月１日

（２）　第６３条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

（３）　第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める

部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定並びに次条第５項の規定　令和１０年１月１日

（４）　附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第４項及び第６項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の多久市税条例（以下「新条例」という。）第３４条の７の規定の適用については、同項第３号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

２　新条例第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の多久市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

３　前条第１号に掲げる規定による新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定す

る特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

４　前条第４号に掲げる規定による新条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第６項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

５　新条例附則第１７条の２第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第１７条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

６　新条例附則第１９条の３の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。